

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 100-8122

(ふりがな)とうきょうと ちよだく おおてまち
住所 東京都千代田区大手町1-3-4

(ふりがな)きしやうちやう そうむぶ きかくかちやう
氏名 気象庁 総務部 企画課長

おさの しんご
小佐野 慎悟

連絡先 TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に対する意見

国及び地方公共団体等の、防災に関係する施策は、災害の防止・軽減という国民の生命、財産の保護に必要不可欠なものであり、その電波利用は、経済的な目的ではない。このような分野に経済性・効率性を求め、電波利用料を課しても、電波の有効利用のインセンティブにならないばかりか、逆に本来不可欠な防災施策の実施を阻害し、結果として国民の生命、財産保護に重大な支障を招く可能性がある。このような観点から、防災目的の公共業務用の電波利用（気象レーダー、気象衛星、ウィンドプロファイラ等）については、利用料の免除措置をとることが適当である。

なお、国等として必要不可欠な電波利用に対して、国等が電波利用料を支払うこととしても、国庫全体から見れば収支ゼロであり、無用な手続きとなるのではないか。